

国民健康保険 からのお知らせ

●65歳以上の方へ

20年4月から、国保税の年金天引きが始まります!!

65歳以上75歳未満の方のみが国民健康保険(国保)に加入している世帯の国保税について、4月から、世帯主の年金からの天引きが始まります。

ただし、世帯主が国保被保険者以外の場合や年金額が年額18万円未満の場合、介護保険料と合わせた額が年金額の2分の1を超える場合は、天引きされず、今までどおり現金または口座振替で納めていただくこととなります。



◎天引きされる方・されない方

〔具体的な例〕

①世帯主(72歳)と妻(67歳)、子(45歳)の3人全員が国保に加入している世帯の場合 **↓天引きされません。**〔世帯の国保加入者に、65歳以上75歳未満でない方がいるため〕

②世帯主と妻子は会社の社会保険に加入しており、父(74歳)と母(70歳)のみが国保に加入している世帯の場合 **↓天引きされません。**〔世帯主が、国保加入者でないため〕

③世帯主(73歳)と妻(72歳)が国保加入者で、子や孫は社会保険に加入している世帯の場合 **↓原則として天引きされません。**〔ただし、世帯主の年金額が年額18万円未満、または介護保険料と合わせた額が世帯主の年金額の2分の1を超える場合↓普通徴収〕

なお、国保税の特別徴収(年金からの天引き)に該当する世帯へは2月中旬に、郵便で詳しい内容をお知らせする予定です。また3月には「特別徴収開始通知」が送付されます。

お問い合わせ ●住民課国保年金係 ☎76-5405

『ねんきん特別便』をお届けしています

社会保険庁では、該当者不明の年金記録を確認するため『ねんきん特別便』を発送しています。現在は、コンピューターの「名寄せ作業」で持ち主と結びつく可能性のある記録が出てきた方への送付を優先していますが、4月からは公的年金加入者・受給者の全員に発送します。内容の確認や変更手続きに、ご協力をお願いします。

『ねんきん特別便』が届いたらー

年金受給者の方で内容に訂正がある場合は『ねんきん特別便』と『年金証書』をご持参の上、お近くの社会保険事務所でお手続きください。なお、来所できない場合やご質問、お問い合わせは専用ダイヤルまでご連絡ください。

また、予約制の出張相談も行いますので、ぜひご利用ください。

●『ねんきん特別便専用ダイヤル』

☎0570-058-555

(IP電話・PHSからは03-6700-1144)

※ご利用時間は、同封の書類でご確認ください。

●「ねんきん特別便」出張相談(※要予約→多古町役場住民課国保年金係 ☎76-5405まで)

とき◆3月3日(月) 9時30分～16時30分

ところ◆多古町役場 1階第2会議室

住所・氏名の変更手続きにご協力をー

名寄せ作業や『ねんきん特別便』の送付に必要な届出(①転居に伴う住所変更②結婚等による氏名変更)がお済みでない方は、お手数ですが、次の場所で手続きをお願いします。

- (1) 国民年金第1号被保険者〔注1〕
→多古町役場住民課国保年金係(☎76-5405)
- (2) 厚生年金等加入者〔注2〕
- (3) 国民年金第3号被保険者〔注3〕
- (4) すべての公的年金受給者
→お近くの社会保険事務所〔注4〕

〔注1〕自営業等で国民年金保険料を自ら納付している方
〔注2〕厚生年金加入者・共済組合員・船員の方
〔注3〕厚生年金等加入者に扶養されている配偶者の方
〔注4〕届出用紙は役場住民課にも用意あり

◀お気軽にご相談を▶

奨学資金貸付制度のお知らせ

高校生から大学生まで、借入申請ができる町の奨学資金貸付制度。対象者などは次のとおりです。お気軽にご相談ください。



①貸付対象者

高等学校・高等専門学校・大学(短期大学を含む)に在学中、または入学が決定した方で、次の要件をすべて満たす方

- 経済的な理由により修学の困難な方
- 在籍学校長、または出身学校長の推薦した方
- 貸付対象者本人、または監護する方が多古町内に引き続き1年以上住所を有する方
- 学業に優れ、性行正しく、健康な方

②貸付金額

- 高等学校・高等専門学校 月額2万円以内
 - 大学(短期大学を含む) 月額3万円以内
- ※専門学校は対象外です。

③貸付条件

- ア) 貸付利息 免除
- イ) 貸付期間 決定のあった日から、その学校における正規の修学期間を終了するまで
- ウ) 返済方法 貸し付けが終了した月の翌月から、在学中に貸し付けを受けた年月の2倍に相当する期間内に、月賦または半年賦で返済
- エ) 所得制限 大学、短大、高等専門学校の学生への貸し付けは、監護する方の所得が独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金申込資格に規定される所得上限額内であること

ご相談、お問い合わせ ●総務課庶務係 ☎76-2611

多古都市計画の決定(変更) 告示のお知らせ

千葉県は「航空機騒音障害防止地区・防止特別地区」と「首都圏中央連絡自動車道(圏央道)」に係る多古都市計画の変更をそれぞれ決定し、告示しました。決定(変更)箇所など、詳しい内容の分かる都市計画決定図書は、多古町役場地域振興課と千葉県庁都市計画課で縦覧できます。

1. 都市計画決定(変更)の内容

①多古都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更

告示日◇平成19年12月28日

〔変更箇所〕多古町一畝田の一部

告示日◇平成20年1月18日

〔路線名〕首都圏中央連絡自動車道(町内延長7,970m)

2. お問い合わせ・都市計画決定図書の縦覧

●千葉県国土整備部都市計画課

☎043-2233-3162

(〒260-0866)

千葉市中央区市場町1番地1)

●多古町地域振興課 ☎76-5408

(〒289-2292 多古町多古584番地)

先月、回覧でお知らせしましたが、圏央道(大栄～横芝)の環境影響評価についての調査・予測・評価の結果を記載した「環境影響評価書」も1月18日に公告され、2月18日(月)まで縦覧しています。詳しくは地域振興課 ☎76-5408まで、お問い合わせください。

